

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



2012 年の始まりに当たって、厳しさを増す国内外の社会経済状況、変化する事業環境に対応する処理業の経営見直しを具体的に提案する。そればかりでなく、自ら変わろうとする処理業との付き合い方を見直す必要性について、排出事業者にも提案する。

改正廃棄物処理法【実践編 3】改正法が目指す建設廃棄物の処理責任の元請一元化に関連した現場の混乱、自治体解釈の多様化について取り上げる。いずれにせよ勝手な判断は避けるべきで、それぞれの所管自治体の判断を確認する必要がある。

今年第 180 通常国会に提出される廃棄物関連法案「小型家電リサイクル法」等を紹介。

【年頭に当たって】

社会環境の変化に対応する処理業との付き合い方、経営のあり方

佐野 敦彦、木川 仁

日本社会を取り巻く環境が大きく変化しようとしている。震災や原発事故だけでなく、国内外の社会経済状況は大きな曲がり角に差しかかっている。

「産業廃棄物」というものを法で生み出し、許可制度により業を成立させて 40 年。処理業の経営という視点からも、排出者から見た処理業という視点でも、大きな見直しをせざるを得ない年になったと思われる。

今のままでは、製造業の国外流出は止まらない。国内消費の長期低迷からの脱出策は見出しがたい。また、発生抑制、排出削減による合理化の促進はさらに加速される。結果、さらに産業廃棄物の量、質共に大きく変化せざるを得ない。

排出者たる製造業にとっては、製造過程のマテリアルバランス、エネルギーバランスの見直しに伴う再検討にとどまらず、本当の意味で事業そのもののあり方が問われる年となる。処理事業者にとっては、自らの経営そのもののあり方を見つめ直す年となるだろうと思われる。

以下では、どのような視点から処理業の経営というものを見直す必要があるかを新年に当たって整理してみたい。

### (1) 法令遵守：処理業の基本

廃棄物処理業が許可事業であるため、廃棄物処理法や自治体条例をはじめとする法令を遵守しているか否か、何時でもそれを経営者（責任者）が確認し、社会的に説明責任を果たせる体制であるかが重要である。問題ないという経営者の思い込みが最も危険なことである。

### (2) 事業立案：継続してきた事業そのものを見直す

経営上、最も基本的な課題である「既存事業の将来展開」や「新規事業への参入」を中心に短中期的な視点からの方向性を定めているか、また社員にそれを周知しているかが重要である。

### (3) 施設計画・管理：施設(もの)の管理

自社施設の管理状況、将来のメンテナンスや改造等の短中期的視点からの計画を立案しているかどうか。また、現在の実態だけでなく、5 年くらいをめどにした方向性が重要である。

### (4) 人材育成・事業継承：ひとの管理

事業存続のため重要な課題を解決できる人材を育成しているか、また事業継承について準備をしているか。これは会社の存続のために重要であり、5 年から 10 年くらいの準備期間が必要な場合が多い。

### (5) 経理・会計：かねの管理

今後の増税等を視野においた資金計画がなされているか。オーナー企業の場合には、個人と企業との区分けが明確化、透明化されているかどうかは言うまでもない。

### (6) 社労問題：労務対策の事前準備

従業員気質は時代とともに変化し、会社と個人との関係はドライになりつつある。そのために、多くの労働争議が発生している。時には、新うつなどという健康問題として表面化したり、就業規則という社内ルールを巡る争議となったり。日本の若者のおかれた社会環境が会社の中で現れ、経営者にとっての大きな課題ともなりつつある。

さて、このあたりのことに関して、長年経営に携わってきている経営者は、新年にあたって、課題の存在をしっかりと再認識できているのであろうか。そして、排出者たる製造業は、どのような処理業と今後付き合うべきなのであろうか。

以上

改正廃棄物処理法【実践編 3】

いったい誰が元請業者？

小西 道子

今回は、建設廃棄物の処理責任の元請一元化について取り上げる。この改正で、「元請業者が建設廃棄物の処理に係る排出事業者である」ことが明確になったのは、周知のとおりである。しかし、建設工事と言っても様々なであり、環境省の通知でなされた建設工事の定義も分かりやすいとは言えない。いったい誰が元請業者として排出者責任を負うのか、悩む場面が多々出てきている。

悩んだ場合には、筆者もよく助言するように、所管自治体に確認することになる。ところが、自治体によって考え方が異なるため、さらに混乱が増すこともある。とある建設工事の事業者が、A自治体では元請業者なのに、B自治体では下請業者になるといった、ややこしい事態が起きている。

具体的な例を挙げると、住宅の建設工事で、分譲住宅の建築のように、ハウスメーカー自らが建築を企画（ハウスメーカー自らが施主の位置づけ）する場合がある。環境省の通知等にある元請業者の定義「元請業者は注文者（施主）から直接建設工事を請負った建設業を営む者」を素直に解釈すると、ここでの注文者（施主）はハウスメーカーに該当し、ハウスメーカーから直接建設工事を請負った各部位工事を担う内装工事や屋根・外壁工事の各工事店が元請業者に該当することになる。

一方で、ハウスメーカーが元請業者であると判断する自治体もある。その主な理由は、今回の改正趣旨として事務連絡で示された、「当該工事の全体を掌握し総括的に指揮監督・管理している元請業者が・・・」の一文を勘案し、分譲住宅建築の場合はハウスメーカーが全体を掌握、取り纏めている立場にあるため、元請業者に該当するという考え方になる。自治体ごとの回答の違いは、杓子定規に元請業者の定義に基づき解釈するか、今回の改正の趣旨も鑑みて解釈するかによって生じたものと言えそう。筆者が見解を確認した自治体のなかには、「誰が元請業者ならば建設廃棄物の適正処理が最も推進されるかを加味して、判断してあげたい」と考えているところもあった。

単純なケースであれば、元請業者がだれかは、法、通知の定義に基づき素直に自ら判断してしまっても差し支えないだろう。しかし、今回あげたように判断が難しい場合は、自分で元請業者の所在を決めつけなくて、各ケースの仔細を所管自治体に説明、丁寧に確認していった方が良さそうだ。

元請業者（排出事業者）の所在がはっきりしない事例としては、このほかに、瑕疵補修工事やメンテナンスに係る工事がある。これについても、自治体によって考え方が異なり、顧客から直接連絡を受けた人（メーカー等）が元請業者と判断する自治体がある一方で、実際の工事契約をメーカー等と工事店の間で取り交わすので、工事店が元請業者と考える自治体もあって、一様でない。

これらの判断困難な事例の数々に関する現場の声を吸い上げ、適正処理を推進する観点から、環境省が通知等で、一步踏み込んだ整理をすることが望まれる。

以上

## 今年の通常国会に出される廃棄物関連法案

今月下旬に召集される第180通常国会に上程される環境関連法案のうち廃棄物関連は、小型電機電子機器リサイクル法案、「特定産業廃棄物に起因する支障除去特別措置法」の10年延長法案の二つである。

後者は、平成9年法改正以前に始まった不法投棄の原状回復への国庫補助等、財政支援の枠組みを規定するが、平成25年末までの時限立法だったものをさらに10年延長する。所謂、原状回復基金とは異なる補助の仕組みである。この10年ほど、日本の不法投棄は量、件数とも減少の一途をたどっているが、負の遺産（残存事案）の完全除去には至っていないため延長する。

以下では、前者の小型家電リサイクル法を取り上げる。

### 小型電機電子機器リサイクル法案

既存の家電リサイクル法が製造業者と小売業者にそれぞれリサイクル、回収の実施義務を負わせる強制法である。これに対し、新たに環境省が提出しようとする法案は、穏やかな促進法と位置付けられる。

昨年3月末から月1回のペースで開催された中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会は、報告書案をとりまとめた。報告書案では、「誰かに義務をかけるのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら実情に合わせた形で実施する促進型の制度を目指す」とされている。自治体が分別収集、保管までを行い、その後の運搬とリサイクル（処分）を広域処理の認定を受けた事業者が行うことになる。

対象品目は、家電リサイクル法対象の4品目を除く家庭から排出される電機電子機器のうち、資源性の高く採算性のあるものが「特定対象品目」とされる。

具体的な法案そのものは、まだ明らかではない。1月17日締切りで募集されているパブリックコメントの結果を踏まえた審議会（最終回）を経て、作成作業に入ると思われる。「平成26年4月の施行を目指す」という目標だけは、環境省から非公式に示されている。

以上

### （株）日本廃棄物管理機構（JAAO）

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: [shichida@jaao.co.jp](mailto:shichida@jaao.co.jp)